

大阪府の最低賃金は 令和6年10月1日から



最低賃金制度の
マスコット チェックマン

9月は最低賃金
周知・支援月間です

時間額

1,114円

☑使用者も、労働者も、必ずチェックしましょう！

ご不明の点は、大阪労働局労働基準部賃金課 TEL 06-6949-6502
もしくは、最寄りの労働基準監督署にお問合せください。

最低賃金の計算
方法は？

- ① 時間給 時間給 \geq 最低賃金額
- ② 日給 日給 \div 1日の平均所定労働時間 \geq 最低賃金額
- ③ 月給 月給 \div 1年間における1か月平均所定労働時間 \geq 最低賃金額
- ④ 出来高給 賃金算定期間（賃金締切期間）に支払われた総額 \div その期間に出来高制によって労働した総労働時間 \geq 最低賃金額

①～④が混在 各賃金の1時間あたりを算出し合計した額 \geq 最低賃金額

計算に含めない賃金：精皆手当・通勤手当・家族手当、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）、
臨時に支払われる賃金（結婚手当など）、時間外・休日労働及び深夜労働に対する賃金

特定の産業では、大阪府最低賃金より高い金額が定められている場合があります。
詳しくは大阪労働局ホームページをご覧ください。



中小企業・小規模事業者の状況に応じた支援制度を提案します！

～社会保険労務士などの専門家が無料でご相談に応じます～

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターでは、長時間労働の是正や同一労働・同一賃金の実現など、「働き方改革関連法への対応」に関する相談窓口を設けております。

働き方改革に取組み、社員のモチベーションアップ・生産性の向上を目指しませんか。

詳しくは 大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター

大阪市北区天満2-1-30 大阪府社会保険労務士会館5階

TEL:0120-068-116 受付:平日9:00～17:00（水曜日のみ18:00まで） Email:hatarakikata@sr-osaka.jp



賃金引上げの各種支援制度
があります。期限がある場合もありますので、
お早め上記センターにご相談ください！

2024年9月